

青森県報

号外第三十二号

平成十七年
三月三十日
(水曜日)

目 次

人事委員会

人事委員会規則一一五(職員の苦情の処理に関する規則).....	(管理課) : 一
人事委員会規則一一〇(職員の修学部分休業).....	(職員課) : 二
人事委員会規則一一一(職員の高齢者部分休業).....	(同) : 三
人事委員会規則一一二(現行規則の廃止)の一部を改正する規則.....	(同) : 三
人事委員会規則二〇(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則.....	(管理課) : 四
人事委員会規則二一(人事委員会議事規則)の一部を改正する規則.....	(同) : 四
人事委員会規則二二(人事委員会の権限の行使等に関する証票)の一部を改正する規則.....	(同) : 四
人事委員会規則二二八(人事委員会事務局処務規則)の一部を改正する規則.....	(同) : 五
人事委員会規則二三〇(人事委員会事務委任規則)の一部を改正する規則.....	(同) : 五
人事委員会規則二三二(人事委員会事務専決代決規則)の一部を改正する規則.....	(同) : 五
人事委員会規則七〇(給料等の支給)等の一部を改正する規則.....	(職員課) : 六
人事委員会規則七一(給料の調整額)の一部を改正する規則.....	(同) : 二

人事委員会規則七三八(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則.....	(同) : 三
人事委員会規則七六七(管理職手当)の一部を改正する規則.....	(同) : 三
人事委員会規則七八〇(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)の一部を改正する規則.....	(同) : 一五
人事委員会規則七八六(農林漁業改良普及手当)の一部を改正する規則.....	(同) : 一五
人事委員会規則七九五(調整手当)の一部を改正する規則.....	(同) : 一六
人事委員会規則一一一(不利益処分についての不服申立てに関する規則)の一部を改正する規則.....	(管理課) : 一六
人事委員会規則一一三(職員勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則.....	(職員課) : 一六

人事委員会

人事委員会規則一一五(職員の苦情の処理に関する規則)をここに公布する。
平成十七年三月三十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一一五
職員の苦情の処理に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第八条第一項第十一号の規定に基づき人事委員会が行う職員の苦情の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(人事委員会に対する苦情相談)

第二条 職員(離職した職員を含む。第四条第一項において同じ。)は、人事委員会

に対し、文書又は口頭により、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の相談(当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。)を行うことができる。ただし、離職した職員にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。

一 離職に関する苦情相談

二 地方公務員法第二十八条の四又は第二十八条の五の規定に基づく採用に関する苦情相談

(職員相談員)

第三条 人事委員会は、前条の規定による苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、人事委員会事務局の職員のうちから、職員相談員を指名するものとする。

(事案の処理)

第四条 職員相談員は、苦情相談を行った職員(以下「相談者」という。)(に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、人事委員会の指揮監督の下に、指導、あつせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 人事委員会は、相談者が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、人事委員会規則一〇(職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則)第三条第一項の規定による受理、人事委員会規則一一(不利益処分についての不服申立てに関する規則)第六条第一項の規定による受理又は地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第五十一条第五項の規定により適用される行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第二十二條第一項の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

(調査)

第五条 職員相談員は、相談者、任命権者その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

(記録の作成等)

第六条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、人事委員会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第七条 職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、相談者の職及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持

しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第八条 任命権者は、苦情相談を行ったこと、職員相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(人事委員会及び各任命権者の協力)

第九条 人事委員会及び各任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、職員の苦情の処理に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則一三 一〇(職員の修学部分休業)をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一三 一〇

職員の修学部分休業

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年三月青森県条例第一号。以下「条例」という。)(第三条第一項及び第五条の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の減額)

第二条 条例第三条第一項の人事委員会規則で定める手当は、月額で定められている特殊勤務手当で次に掲げるものとする。

一 県税事務手当

二 福祉業務現業手当

三 職業訓練指導員手当

四 診療手当

五 衛生検査手当

六 病害虫防除手当

七 家畜診療手当

八 農業者等育成業務手当

九 学校職員の特種勤務手当のうち、定時制通信教育手当を受けるべき者以外の者が、本務として夜間における定時制の課程の勤務に従事する場合の手当

十 警察職員の特殊勤務手当

2 条例第三条第二項において読み替えて適用される職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）第十条第二項第二号の人事委員会規則で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員とし、同号の人事委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。

（申請手続等）

第三条 修学部分休業の承認を受けようとする職員は、書面により任命権者に申請しなければならない。

2 修学部分休業をしている職員は、当該修学部分休業の承認に係る教育施設を退学し、休学し、又はその授業を欠席したときは、遅滞なく、その旨を書面により任命権者に届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則一三 一一（職員の高齢者部分休業）をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一三 一一

職員の高齢者部分休業

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年三月青森県条例第二号。以下「条例」といふ。）第三条第一項及び第六条の規定に基づき、職員

の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与の減額）

第二条 条例第三条第一項の人事委員会規則で定める手当は、月額で定められている特殊勤務手当で次に掲げるものとする。

一 県税事務手当

二 福祉業務現業手当

三 職業訓練指導員手当

四 診療手当

五 衛生検査手当

六 病害虫防除手当

七 家畜診療手当

八 農業者等育成業務手当

九 学校職員の特種勤務手当のうち、定時制通信教育手当を受けるべき者以外の者が、本務として夜間における定時制の課程の勤務に従事する場合の手当

十 警察職員の特殊勤務手当

2 条例第三条第二項において読み替えて適用される職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）第十条第二項第二号の人事委員会規則で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員とし、同号の人事委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。

（申請手続等）

第三条 高齢者部分休業の承認を受けようとする職員は、書面により任命権者に申請しなければならない。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則一 一二（現行規則の廃止）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一 一二（現行規則の廃止）の一部を改正する規則

人事委員会規則一 二（現行規則の廃止）の一部を次のように改正する。
第百二十七項の次に次の五項を加える。

138 人事委員会規則七 六八（速記手当。昭和三十七年八月）は、廃止する。

139 人事委員会規則七 八二（と畜等検査手当。昭和三十九年四月）は、廃止する。

140 人事委員会規則七 九一（機械金属等試験作業手当。昭和四十一年十月）は、廃止する。

141 人事委員会規則七 九二（特殊自動車運転作業手当。昭和四十一年十月）は、廃止する。

142 人事委員会規則七 一四一（稲交配作業手当。昭和五十三年十二月）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則二 〇（人事委員会事務局の組織）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則二 〇（人事委員会事務局の組織）の一部を改正する規則

人事委員会規則二 〇（人事委員会事務局の組織）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改める。

第三条の管理課の項中第十八号を第十九号とし、第十二号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 職員の苦情処理の総括に関すること。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

人事委員会規則二 一（人事委員会議事規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則二 一（人事委員会議事規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則二 一（人事委員会議事規則）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。

第七条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則二 二（人事委員会の権限の行使等に関する証票）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則二 二（人事委員会の権限の行使等に関する証票）の一部を改正する規則

正 する 規則

人事委員会規則二 二（人事委員会の権限の行使等に関する証票）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第五項の規定に基く」を「第八条第六項の規定に基づく」に改める。

別記様式中「第八条第五項の規定に基く」を「第八条第六項の規定に基づく」に、「5」を「6」に、「前条第四項に規定する（不利益処分に関する審査の）請求」を「第四十九条の二第一項に規定する不服申立て」に、「第八条第五項の規定により」を「第八条第六項の規定により」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別記様式の改正規定（「前条第四項に規定する（不利益処分に関する審査の）請求」を「第四十九条の二第一項に規定する不服申立て」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

人事委員会規則二 二八（人事委員会事務局処務規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則二 二八（人事委員会事務局処務規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則二 二八（人事委員会事務局処務規則）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則二 三〇（人事委員会事務委任規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則二 三〇（人事委員会事務委任規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則二 三〇（人事委員会事務委任規則）の一部を次のように改正する。第一条中「の規定及び」を「及び第四項の規定並びに」に改める。

第四条第二号を次のように改める。

二 法第八条第一項第十一号の規定による職員の苦情の処理に関する事。

第四条に次の一号を加える。

三 法第五十三条第九項後段において準用する同条第五項前段の規定による規約及び同条第一項に規定する申請書の記載事項の登録に関する事。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則二 三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則二 三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規

則

人事委員会規則二 三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「委員長、事務局長等」を「事務局長及び課長」に改め、同条第一項中「委員長及び」を削る。

別表第一を次のように改める。

事務局専決事項

- 一 委員、事務局長及び課長の旅行命令及び旅行復命の受理に関する事。
 - 二 事務局局長及び課長の休暇の承認等に関する事。
 - 三 事務局職員の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更に関する事。
 - 四 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十四条第二項の規定による秘密事項の発表の許可に関する事。
 - 五 事務局職員に対する職務に専念する義務の特例の承認に関する事。
 - 六 事務局職員に対する営利企業等従事の許可に関する事。
 - 七 事務局職員の職務に係る倫理の保持に関する事。
 - 八 主幹以下の事務局職員の任免（分限免職及び懲戒免職を除く。）に関する事。
 - 九 事務局の臨時職員の任用に関する事。（課長の専決に係るものを除く。）
 - 十 事務局職員の給与の決定に関する事。
 - 十一 職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十五号）の規定による旅費の調整及び知事との協議に関する事。
 - 十二 講習、研修等の実施及び参加に関する事。
 - 十三 事務局職員の厚生福利に関する事。
 - 十四 告示及び公告の制定及び改廃に関する事。
 - 十五 法令の解釈、運用及び行政指導に関する事。
 - 十六 広報の実施に関する事。
 - 十七 人事委員会の権限の行使等に関する証票の交付に関する事。
 - 十八 給与、勤務時間その他の勤務条件及び福利厚生制度に関する調査の実施計画に関する事。
 - 十九 地方公務員法第五十八条第五項の規定により人事委員会の行う労働基準監督機関の職権の行使に関する事。
 - 二十 人事委員会規則六 一五（職員の任用に関する規則）の施行に関する事。
- ア 第六条第一項に規定する試験の施行に関する事。（採用試験実施計

画の決定、最終合格者の決定及び第四十三条第四項第一号に規定する事項を除く。)

イ 第二十一条の規定による名簿の閲覧に関すること。

ウ 第二十三条から第二十八条までの規定による任用候補者の提示に関すること。

エ 第三十三条の規定による採用又は昇任の選考に関すること。(法令の規定に基づく組織上の課長補佐及びこれに相当する職以下の職並びに警察官の階級の警視(管理職手当の支給対象職を除く。)以下の階級への採用又は昇任(直近上位の職又は階級へのものに限り。))に限る。ただし、第四十三条の規定により各任命権者に委任したものを除く。)

オ 第四十一条及び第四十二条第二項の規定による承認に関すること。

十一 人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の施行に関する次のこと。

ア 第六条第二項第三号の規定による承認に関すること。

イ 第十条第一号及び第二号の規定による承認に関すること。

ウ 第十一条第一項第一号、第二項及び第三項の規定による承認に関すること。

エ 第十七条の規定による承認に関すること。

オ 第十九条の規定による承認に関すること。

カ 第二十条第一項第一号及び第三項の規定による承認に関すること。

キ 第二十一条の規定による承認に関すること。

ク 第二十三条第一項第五号又は第二項第五号の規定による承認に関すること。

ケ 第二十四条第三項の規定による承認に関すること。

コ 第二十五条第一項の規定による承認に関すること。

サ 第二十七条第一項の規定による承認に関すること。

シ 第二十九条第二項の規定による承認に関すること。

ス 第三十条第一項第七号及び第八号の規定による承認に関すること。

セ 第三十二条の規定による承認に関すること。

ソ 第四十条第二項の規定による承認に関すること。

タ 第四十三条第二項の規定による承認に関すること。

チ 第四十四条の規定による承認に関すること。

ツ 別表第六のキの表の備考の規定による承認に関すること。

ニ 二十二 人事委員会規則七 五五(復職時等における給料月額調整) 第二条 第四項の規定による承認に関すること。

二十三 人事委員会規則七 六七(管理職手当)の施行に関すること。

二十四 人事委員会規則七 三八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の施行に関すること。

二十五 青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号) 第十九条第一項の規定による行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定(第九条の規定に係るものに限る。)に関すること。

二十六 青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号) 第十六条第一項の規定による保有個人情報全部又は一部を開示する旨の決定(第二十二條の規定に係るものに限る。)に関すること。

別表第二管理課の項に次の二号を加える。

八 青森県情報公開条例第十一条第一項の規定による行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定(第九条の規定に係るものを除く。)及び第二十一条第二項の規定

による行政文書の全部を開示しない旨の決定に関すること。

九 青森県個人情報保護条例の施行に関する次のこと。

イ 第十六条第一項の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(第二十二條の規定に係るものを除く。)及び第十六条第三項の規定による保有個人情報の全部を開示しない旨の決定に関すること。

ロ 第二十九条第一項の規定による保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨の決定に関すること。

ハ 第三十五条第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関すること。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 ○(給料等の支給)等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 ○(給料等の支給)等の一部を改正する規則

人事委員会規則七 ○(給料等の支給)等の一部を次のように改正する。

(人事委員会規則七 ○(給料等の支給)の一部改正)

第一条 人事委員会規則七 ○(給料等の支給)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十号とし、第十四号から第十六号までを三号ずつ繰り上げ、第十七号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 火災等災害調査手当

第十一条第二項中第十八号を削り、第十九号を第十六号とし、第二十号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 農業者等育成業務手当

第十一条第二項中第二十一号及び第二十二号を削り、第二十三号を第十九号とし、

第二十四号から第二十六号までを四号ずつ繰り上げる。

(人事委員会規則七 三(県税事務手当)の一部改正)

第二条 人事委員会規則七 三(県税事務手当)の一部を次のように改正する。

第三条 第一号及び第二号を次のように改める。

一 条例第四条第一号に規定する職員で、県税事務所に勤務する職員(次号イに

規定する職員を除く。)については、勤務一月につき一万八千五百円(行政職給料表一級の職員にあつては、勤務一月につき一万千円)

二 条例第四条第二号に規定する職員で、次のア及びイに掲げる職員については、その業務に従事した日一日につき七百円

ア 税務課に勤務する職員

イ 県税事務所に勤務する職員で、総務課の職員及び職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「給与条例」という。)第七

七条の二に規定する管理職手当の支給を受ける職員

第五条 第一項中「年次休暇」の下に、「地方公務員法第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業及び同法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業」を加える。

(人事委員会規則七 二七(警察職員の特殊勤務手当)の一部改正)

第三条 人事委員会規則七 二七(警察職員の特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第二条 第七項中「生活保安課」を「生活環境課」に、「次に掲げる作業」を「

火薬類又は高圧ガスによる災害が発生した場合において、災害の現場に赴き、火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)第四十三条第二項又は高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第六十二条第五項の規定による立入検査(帳簿書類だけの検査の場合は除く。)の作業」に改め、同項各号を削る。

第二条 第十二項中「人事委員会が定める」を削り、「第四号」の下に、「第六号」を加える。

第五条 第五項中「二百五十円」を「七百五十円」に改める。

第六条 第一項中「年次休暇」の下に、「地方公務員法第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業及び同法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業」を加える。

(人事委員会規則七 六〇(福祉業務現業手当)の一部改正)

第四条 人事委員会規則七 六〇(福祉業務現業手当)の一部を次のように改正する。

第二条 中「身体障害者更生相談所又は知的障害者更生相談所」を「又は障害者相談センター」に改める。

第五条 第一項中「年次休暇」の下に、「地方公務員法第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業及び同法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業」を加える。

(人事委員会規則七 六四(職業訓練指導員手当)の一部改正)

第五条 人事委員会規則七 六四(職業訓練指導員手当)の一部を次のように改正する。

第一条 中「職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十九号)の下に「。以下「条例」という。」を加える。

第四条 第三号中「条例」を「給与条例」に改め、同条を第五条とする。

第三条を第四条とする。

第二条 第一項中「職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「条例」という。)(第七条の二に規定する管理職手当を受ける職員にあつては、百分の五)」を削り、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(人事委員会の定めるもの)

第二条 条例第十条の四に規定する人事委員会の定めるものは、職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「給与条例」という。)(第七条の二に規定する管理職手当の支給を受ける職員以外の職員とする。

第七条の二に規定する管理職手当の支給を受ける職員以外の職員とする。

(人事委員会規則七 七〇(農薬散布作業手当)の一部改正)

第六条 人事委員会規則七 七〇(農薬散布作業手当)の一部を次のように改正する。

第二条 中「次に掲げるもの」を「農林総合研究センター」に改め、各号を削る。

(人事委員会規則七 八三(衛生検査手当)の一部改正)

第七条 人事委員会規則七 八三(衛生検査手当)の一部を次のように改正する。

第一条 中「第二十条及び附則第二項」を「及び第二十条」に改める。

第二条 中「、病院」を削る。

第三条を削る。

第四条 第一項 第一号中「当該職員の給料月額に百分の八を乗じて得た額」を「一万七千三百円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「条例第十七条の七第三号」を「条例第十七条の七第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項を次のように改める。

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項第一号の規定の適用については、同号中「一万七千三百円」とあるのは、「一万七千三百円に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

第四条を第三条とする。

第五条第一項中「第二号及び附則第二項」を削り、「年次休暇」の下に、「地方公務員法第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業及び同法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業」を加え、同項第一号中「前条」を「前条第一項第一号（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次号において同じ。）」に改め、同項第二号中「前条」を「前条第一項第一号」に改め、同条を第四条とする。

第六条を第五条とし、第七条を削る。

別紙様式中「併しへり淋瀝瀝瀝」を削る。

（人事委員会規則七 九七（病虫害防除手当）の一部改正）

第八条 人事委員会規則七 九七（病虫害防除手当）の一部を次のように改正する。

第二条中「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を削る。

第三条及び第四条を次のように改める。

（手当額）

第三条 手当の額は、勤務一月につき一万五千円とする。

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「一万五千円」とあるのは、「一万五千円に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

（手当の減額）

第四条 一の月において職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第一項、第四

条又は第五条の規定による週休日（以下単に「週休日」という。）並びに職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「給与条例」という。）第十二条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等以外の日のうち勤務しなかつた日（年次休暇、地方公務員法第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業及び同法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業による場合を除く。以下同じ。）が十二日以上である職員その月における手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

一 勤務しなかつた日が十二日以上十五日未満である場合は、前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次号において同じ。）に規定する額の二分の一に相当する額

二 勤務しなかつた日が十五日以上である場合は、前条第一項に規定する額を、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算して得た額

2 再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「十二日以上」とあるのは「その月の現日数から週休日並びに給与条例第十二条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等の日数（その月の中途において新たに採用された職員その他の人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める日数）を差し引いた日数（以下この項において「要勤務日数」という。）に十二を常勤職員の要勤務日数を考慮して人事委員会の定める数（以下この項において「人事委員会の定める数」という。）で除して得た数を乗じて得た日数（その日数に一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。）以上」と、同項第一号中「十二日以上十五日未満」とあるのは「要勤務日数に十二を人事委員会の定める数で除して得た数を乗じて得た日数以上要勤務日数に十五を人事委員会の定める数で除して得た数を乗じて得た日数未満」と、同項第二号中「十五日以上」とあるのは「要勤務日数に十五を人事委員会の定める数で除して得た数を乗じて得た日数以上」とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（支給額の決定）

第五条 任命権者は、手当の支給額を決定するとともに、病虫害防除手当整理簿（別紙様式）を作成し、これを保管しなければならない。

別紙様式を次のように定める。

別紙様式 (第 5 条関係)

病虫害防除手当整理簿 (年 月分)				
(年 月 日支給)			公署名	
職	氏	名	支 給 額	備 考

注 備考欄には、第 4 条に該当する場合等の事項について記入する。

(人事委員会規則七 九八(家畜診療手当)の一部改正)

第九条 人事委員会規則七 九八(家畜診療手当)の一部を次のように改正する。

第三条中「一万八千円」を「一万六千二百円」に改める。

第四条第一項中「年次休暇」の下に「地方公務員法第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業及び同法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業」を加える。

(人事委員会規則七 一〇六(用地買収交渉等手当)の一部改正)

第十条 人事委員会規則七 一〇六(用地買収交渉等手当)の一部を次のように改正する。

第二条各号を次のように改める。

一 農村整備課

二 監理課

三 農林水産事務所

四 県土整備事務所

五 学校施設課

(人事委員会規則七 一二〇(保安検査等業務手当)の一部改正)

第十一条 人事委員会規則七 一二〇(保安検査等業務手当)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

火薬等災害調査手当

第一条中「保安検査等業務手当」を「火薬等災害調査手当」に改める。

第二条中「次の各号に掲げるもの」を「火薬類又は高圧ガスによる災害が発生した場合において、災害の現場に赴いて行う火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)第四十三条第一項又は高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第六十二条第一項の規定に基づく立入検査(帳簿書類だけの検査の場合は除く。)の業務」に改め、各号を削る。

第三条中「二百五十円」を「七百五十円」に改める。

第四条中「保安検査等業務手当整理簿」を「火薬等災害調査手当整理簿」に改める。

別紙様式中「~~和野海防隊兼務員出張補償~~」を「~~和野海防隊兼務員出張補償~~」に改める。

(人事委員会規則七 一四八(農業者等育成業務手当)の一部改正)

第十二条 人事委員会規則七 一四八(農業者等育成業務手当)の一部を次のように改正する。

第三条中「次に掲げるものとする」を「職員が機械、器具等を使用して自らの実技をとおして農業又は漁業に関する実習を指導する業務とする。ただし、次の各号の一に該当するものは除く」に改め、各号を次のように改める。

一 講義室又は実験室で行う業務

二 正規の勤務時間外に行う動物の飼育又は機械、器具等の維持及び管理の業務

三 監督業務又は引率業務

第四条第一項第一号中「当該職員の給料月額に百分の十(海洋学院院长にあつては、百分の五)を乗じて得た額」を「一万五千円(海洋学院院长にあつては、七千六百円)」に、同項第二号中「次のア及びイに掲げる場合にあつては、それぞれア及びイに掲げる額」を「一日の従事時間が三時間に満たない場合にあつては、三百六十円」に改め、ア及びイを削る。

第四条第二項を次のように改める。

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項第一号の規定の適用については、同号中「一万五千円」とあるのは「一万五千円に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「勤務割合」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において同じ。）と、「七千六百円」とあるのは「七千六百円に勤務割合を乗じて得た額」とする。

第五条第一項中「年次休暇」の下に「地方公務員法第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業及び同法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業」を加え、同項第一号中「前条第一項第一号」の下に「同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次号において同じ。」を加える。
別紙様式を次のように改める。

別紙様式（第6条関係）

農業者等育成業務手当整理簿（ 年 月分）

公署名

（ 年 月 日支給）

職 氏 名	支給区分	業務従事 日 数	左のうち、1 日の従事時間 が3時間未満 の場合の日数	支 給 額	備 考

注1 支給区分欄には、条例第17条の50の号別の区分を記入すること。
2 備考欄には、日割によつて手当が支給される場合の必要事項等を記入すること。

（人事委員会規則七 一七〇（災害応急作業等手当）の一部改正
第十三条 人事委員会規則七 一七〇（災害応急作業等手当）の一部を次のように改
正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 条例第十七条の五十五第一号及び第二号の作業 次のア及びイに掲げる作業
の種類に応じ、それぞれア及びイに定める額

ア 巡回監視 六百円

イ 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査 九百十円

別紙様式中職務の級の欄を削る。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

別表第一職員診療所の項を削り、同表保健大学の項からつくしが丘病院の項までを次のように改める。

子ども自立センター みらい	保健大学	(1) 教授、助教授又は講師で大学院研究科の授業を常時担当するもの(以下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院研究科の博士後期課程を常時担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事するもの(人事委員会の定める者に限る。)	三
		(2) 大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士後期課程を常時担当する者(1)に掲げる者を除く。	二
		(3) 大学院担当教員(1)及び(2)に掲げる者を除く。	一
		(4) 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助手で知事が人事委員会と協議して定めるもの	一
		(1) 児童の教育及び指導に直接従事することを本務とする職員(医療職給料表(三)の適用を受ける者(以下「医療職(三)適用者」という。)を除く。)	三
(2) 所長			二

保健所	さわらび園	あすなる学園	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員(医療職(三)適用者を除く。)	一
			(1) 重症心身障害児病棟(以下「重症児病棟」という。)に勤務する看護師及び准看護師	三
			(2) エックス線及び診療放射線(以下「エックス線等」という。)(操作の作業に専従する診療放射線技師及び診療エックス線技師(以下「診療放射線技師等」という。))	
			(3) 児童指導員及び保育士(専ら重症児病棟以外の場所において業務に従事する者を除く。)	三
			(4) 医師(次長の職にある者を除く。)、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師及び言語聴覚士	
			(6)(5) 看護科長	二
			(5) 児童指導員及び保育士(3)に掲げる者を除く。)	
			(7) (1)から(6)までに掲げる職員以外の職員	一
			(1) 児童指導員及び保育士	四
(2) 医師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師及び言語聴覚士並びに看護師及び准看護師(以下「看護師等」という。)	三			
(3) エックス線等操作の作業に専従する診療放射線技師等	一			
(4) (1)から(3)までに掲げる職員以外の職員				
エックス線等操作の作業に専従する診療放射線技師等	三			
(1) エックス線等操作の作業に専従する診療放射線技師等	三			
(2) 結核病棟に勤務する医師及び看護師等	二			
(3) 理学療法士、作業療法士及び				

中央病院		あん摩マッサージ指圧師 臨床検査技師及び衛生検査技師	
つくしが丘病院		(1) エックス線等操作の作業に従事する診療放射線技師等 (2) 医師、臨床検査技師、衛生検査技師及び作業療法士 (3) 看護師等(専ら病棟以外の場所において業務に従事する者を除く。) (4) 心理検査、知能検査、性格検査及び職業適性検査の業務を常例とする職員 (5) 面接による患者及び家族の環境調査及び医療相談の業務を主として行う職員 (6) (1)から(5)までに掲げる職員以外の職員(看護師等を除く。)	(4) エックス線等操作の作業に従った補助職員のうち、医療職(三)適用者 (5) 結核病棟に勤務する職員(二)に掲げる者を除く。
一	二	三	一

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 三八(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 三八(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三八(給料表の適用範囲)の一部を次のように改正する。
第七條、第八條第一号及び第九條中、「職員診療所」を削る。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を次のように改正する。
別表知事の事務部局の項中

医師確保対策監

特別対策局長

県境再生対策室長

行政改革・危機管理監

医師確保対策監

本庁理事

原子力施設安全検証室長

本庁理事

環境再生対策監

報道監

環境再生対策監

農村振興企画監

広報広聴室長

農林水産振興企画監

本庁室長(職務の級行政職給料表十級のものに限る。)

水産総合研究センター所長

ふるさと食品研究センター所長

水産総合研究センター所長

本庁室長(支給割合百分の二十五、百分の二

十三及び百分の十八のものを除く。)

を

に、

を

に、

を

に、

を

に、

を

に、

を

に、

を

「本庁室長」支給割合百分の十八及び百分の十
〔二〕のものを除く。
に

「東京事務所次長
職員診療所長」
を

「東京事務所次長」
に

「子ども自立センターみらい所長
あすなる学園長」
を

「女性相談所長」

「子ども自立センターみらい所長」

「障害者相談センター所長」

「あすなる学園長」

「あすなる学園次長」〔医療職給料表(一)を適用さ
れるものに限る。〕
に

「県外情報センター所長」支給割合百分の十二
のものを除く。
を

「工業総合研究センター次長」

「工業総合研究センター弘前地域技術研究所長」

「県外情報センター所長」

「工業総合研究センター次長」

「八戸工科学院三沢校長」

「八戸工科学院三沢校長」

「障害者職業訓練校長」

「水産総合研究センター次長」

「水産総合研究センター増養殖研究所長」

「ふるさと食品研究センター所長」

「県土整備事務所次長」

「県土整備事務所次長」支給割合百分の十二の
ものを除く。
に

「行政評価企画監」

「IT専門監」

「身体障害者更生相談所長」

「建築工事総括検査監」

「行政評価企画監」

「IT専門監」

「報道監」

「産業立地推進監」

「ふるさと食品研究センター総合企画室長」

「ふるさと食品研究センター農産物加工指導セン
ター次長」
を

「ふるさと食品研究センター総合企画室長」

「ふるさと食品研究センター総合企画室長」

「県税事務所次長」

「本庁室長」〔職務の級行政職給料表八級のもの
に限る。〕
に

「県税事務所次長」

「あすなる学園次長」

「あすなる学園次長」支給割合百分の十六の
ものを除く。
に

「福岡情報センター所長」

「県外情報センター次長」〔職務の級行政職給料
表八級のものに限る。〕

「工業総合研究センター弘前地域技術研究所副所
長」

「高等技術専門校教頭」

「八戸工科学院副学院長」

「障害者職業訓練校長」

「農林水産事務所地域農業改良普及センター所長」

「農林水産事務所水産事」

「農林水産事務所水産事」支給割合百分の八の
ものを除く。
に

「務所長」

「県外情報センター次長

工業総合研究センター弘前地域技術研究所長

高等技術専門校教頭

八戸工科学院副学院長

農林水産事務所水産事務所長

「三戸地方農林水産事務所三八地方漁港漁場整備事務所長

西地方農林水産事務所西北地方漁港漁場整備事務所長

「農林水産事務所漁港（職務の級行政職給料表）漁場整備事務所長

「農林総合研究センター畜産試験場和牛改良資源センター所長

水産総合研究センター増養殖研究所長

「農林総合研究センター畜産試験場和牛改良資源センター所長

水産総合研究センター次長

「海洋学院長

「海洋学院長

「県土整備事務所次長

「職務の級行政職給料表

「八級のみに限る。

「財政改革企画監

「私学振興推進監

「私学振興推進監

「私学振興推進監

「私学振興推進監

「私学振興推進監

「私学振興推進監

「私学振興推進監

「私学振興推進監

「私学振興推進監

「私学振興推進監

「私学振興推進監

中央病院事務局経理課長

中央病院事務局総務課長

「総務管理監

農林総合研究センター総合企画室長

農林総合研究センター経営研究室長

農林総合研究センター普及指導室長

「農林水産事務所普及指導室長

「農林水産事務所普及指導室長

農林総合研究センター企画経営室長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「農林水産事務所水産業改良普及所長

「組織犯罪対策特別捜査隊長」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 八〇（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 八〇（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八〇（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 法第二十六条の二第一項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その二分の一の期間

五 法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その二分の一の期間

第十二条第二項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 法第二十六条の二第一項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その全期間

九 法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その全期間

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 八六（農林漁業改良普及手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 八六（農林漁業改良普及手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八六（農林漁業改良普及手当）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

農林漁業普及指導手当

第一条中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第二条中「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を削り、同条第一号中「第十四条の二」を「第八条第一項」に、「専門技術員」を「普及指導員」に改め、同条第二号中「林業専門技術員」を「林業普及指導員」に改め、「（ただし、森林法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第八十五号。以下「森林法施行令改正政令」という。））」を削り、同条第三号中「（昭和三十九年法律第六十七号。以下「改正法」という。）」の施行の日の前日までの間に林業専門技術員に任用されたものに限る。」を削り、同条第三号中「専門的」を「専門技術等に関する」に、「調査研究」を「調査」に、「第六号の職員を指導する」を「水産業を行う者又は水産業に従事する者に接して水産業に関する技術及び知識を普及指導する」に、「次のいずれかに該当するもの」を「水産業改良普及事業推進要綱（平成十七年三月十六日付け十六水推第千二十三号農林水産事務次官依命通知）第二に規定する水産業普及指導員に任用されているもの」に改め、アからウまでを削り、同条第四号から第七号までを削る。

第三条中「日に該当しない日（以下「勤務を要する日」という。）のうち、それぞれ同項各号に掲げる事務又は職務（以下「普及事務」という。）に従事している日及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものとして承認された休暇の事由により勤務をしていない日の合計が、その月の勤務を要する日の合計の二分の一以上となるよう、普及事務」を「職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合するよう同項各号に規定する事務又は職務（以下「普及事務」という。）」に改め、各号を次のように改める。

一 常勤の職員 勤務を要する日のうち、普及事務に従事している日及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものとして承認された休暇の事由により勤務をしていない日の合計が、その月の勤務を要する日の合計

の二分の一以上となること。

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）

勤務を要する日における再任用短時間勤務職員として勤務を要する時間のうち、普及事務に従事している時間及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものとして承認された休暇の事由により勤務をしていない時間の合計が、その月に再任用短時間勤務職員として勤務を要する時間の合計の二分の一以上となること。

第三条に次の一項を加える。

2 前項に規定する「勤務を要する日」とは、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十七年七月青森県条例第十六号）第三条第一項、第四条又は第五条の規定による週休日並びに条例第十二条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等に該当しない日をいう。

第四条の見出し中「支給割合」を「支給割合等」に改め、同条中「第二号第一号から第三号までの職員にあつては百分の八、同条第四号から第七号までの職員にあつては百分の十二」を「百分の八（条例第七条の二に規定する管理職手当の支給を受ける職員にあつては、百分の四）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 再任用短時間勤務職員について、条例第十九条の九第二項の規定による手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の手当の額とする。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 九五（調整手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 九五（調整手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 九五（調整手当）の一部を次のように改正する。

別表中

東京都	特別区	甲	地	百分の十二
-----	-----	---	---	-------

を

神奈川県	横須賀市	甲	地	百分の十
------	------	---	---	------

に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則一一（不利益処分についての不服申立てに関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一一（不利益処分についての不服申立てに関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一一（不利益処分についての不服申立てに関する規則）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第七項」を「第八条第八項」に改める。

第三十七条第二項中「三月」を「六月」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行し、改正後の人事委員会規則一一（不利益処分についての不服申立てに関する規則）第三十七条第二項の規定は、同年三月二十四日以後に判定のあった事案について適用する。

人事委員会規則一三八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第一条中、「第七条、第八条、第八条の二」を「から第八条の三まで」に改める。

第六条の十一中「深夜勤務」を「早出遅出勤務並びに深夜勤務」に改め、同条を第六条の十三とする。

第六条の十中「深夜勤務制限請求書」を「早出遅出勤務請求書、深夜勤務制限請求書」に改め、同条を第六条の十二とする。

第六条の九に見出しとして、「(介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限)」を付し、同条中「第六条の七及び前条(同条第一項第四号並びに第二項第一号及び第二号)」を「第六条の三、第六条の四(同条第一項第三号及び第四号を除く。)、第六条の六、第六条の七(同条第一項第三号及び第四号を除く。)、

第六条の九及び前条(同条第一項第三号及び第四号並びに同条第一項各号)に、「要介護者を」を「勤務時間条第十五条第一項に規定する要介護者を」に、「前条第一項第一号」を「第六条の四第一項第一号、第六条の七第一項第一号及び前条第一項第一号」に、「同項第二号」を「第六条の四第一項第二号、第六条の七第一項第二号及び前条第一項第二号」に、「取消」を「取消し」に改め、「同項第三号中「子」とあるのは「要介護者」とを削り、「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、同条を第六条の十一とする。

第六条の八第一項中「第八条の第二項」を「第八条の第三第二項」に改め、同項第二号中「取消」を「取消し」に改め、同条第二項中「第八条の第二項」を「第八条の第三第二項」に改め、同条第四項中「前条第五項」を「第六条の第三第三項」に改め、同条を第六条の十とする。

第六条の七第二項中「第八条の第二第二項」を「第八条の第三第二項」に、「勤務時間条例第八条の第二第二項」を「同項の」に改め、同条第二項及び第三項中「第八条の第二第二項」を「第八条の第三第二項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第六条の第三第三項の規定は、勤務時間条例第八条の第三第二項の規定による請求について準用する。

第六条の七を第六条の九とする。

第六条の六第一項を削り、同条第二項中「第八条の第二第二項」を「第八条の第三第二項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第八条の第二第二項」を「第八条の第三第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第六条の八とする。

第六条の五を削る。
第六条の四第一項中「第八条の第二第一項」を「第八条の第三第一項」に改め、同項第二号中「取消」を「取消し」に改め、同条第二項中「第八条の第二第一項」を「第八条の第三第一項」に改め、同条第四項中「前条第三項」を「第六条の第三第三項」に改め、同条を第六条の七とする。

第六条の第三第一項及び第二項中「第八条の第二第一項」を「第八条の第三第一項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第六条の第三第三項の規定は、勤務時間条例第八条の第三第一項の規定による請求について準用する。

第六条の三を第六条の六とする。
第六条の二中「第八条の第二第一項」を「第八条の第三第一項」に改め、同条を第六条の五とする。

第六条の次に次の一条、見出し及び二条を加える。
(育児を行う職員の早出遅出勤務)

第六条の二 勤務時間条例第八条の二第一項の人事委員会規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

- 一 就業していない者(就業日数が一月について三日以下の者を含む。)であること。
- 二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- 三 八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定である者又は産後八週間を経過しない者でないこと。

2 勤務時間条例第八条の二第一項の規定による請求は、子が出生する前においてもすることができるとする。
(育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等)

第六条の三 職員は、早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務(勤務時間条例第八条の二第一項に規定する早出遅出勤務をいう。)を請求する一の期間(以下「早出遅出勤務期間」という。)について、その初日(以下「早出遅出勤務開始日」という。)及び末日(以下「早出遅出勤務終了日」という。)とする日を明らかにして、

あらかじめ同項の規定による請求を行うものとする。

2 勤務時間条例第八条の二第一項の規定による請求があつた場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならぬ。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなつた場合にあつては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 任命権者は、勤務時間条例第八条の二第一項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第六条の四 勤務時間条例第八条の二第一項の規定による請求がされた後早出遅出勤開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

一 当該請求に係る子が死亡した場合

二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた場合

三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつた場合

四 当該請求をした職員の配偶者が当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会の定める者に該当することとなつた場合

2 早出遅出勤開始日以後早出遅出勤終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、勤務時間条例第八条の二第一項の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤期間の末日とする請求であつたものとみなす。

3 前二項の場合において、職員は遅滞なく、第一項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

4 前条第三項の規定は、前項の届出について準用する。

第十二条第一項第十五号中「(再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める時間)」を削り、同項第二十二号中「第十三条第四項」を「第十三条」に改め、同条第二項中「一時間」を「同項第十三号及び第十四号の休暇の単位は一時間、同項第十五号の休暇の単位は一日又は一時間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十七年一月一日からこの規則の施行の日の前日までの間にこの規則による改正前の人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)第十二条第一項第十五号の休暇を使用した地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八号の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(人事委員会規則一三八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則(平成十七年一月十四日公布)附則第三項の規定により同規則による改正後の人事委員会規則一三八(職員の勤務時間、休日及び休暇)第十二条第一項第十五号の休暇を使用したものとみなされた職員を含む。)については、人事委員会が定める日又は時間のこの規則による改正後の人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)第十二条第一項第十五号の休暇を使用したものとみなす。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七十七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭